

公益社団法人日本口腔インプラント学会 中部支部代議員選挙規程

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下「本会」という。）中部支部代議員、本会理事候補者及び支部長候補者の選出等に関しては、本会定款、定款施行細則、代議員選挙規程、代議員及び役員定年規程、中部支部会則の諸規程に基づくほかは、この規程による。

(支部選挙管理委員会)

第2条 本会中部支部（以下「支部」という。）に支部選挙管理委員会を設置する。

- 2 支部選挙管理委員会の委員は正会員とし、委員構成は、委員長1名、各県から副委員長1名ずつを支部長が委嘱する。任期は2年とし、再任は妨げない。これらは支部代議員会の承認を受けるものとする。
- 3 支部選挙管理委員会の委員長、副委員長は、委員の互選による。
- 4 支部選挙管理委員会の委員は、本会理事、本会監事を兼ねることはできない。
- 5 委員に欠員が出た場合は、直ちに支部長が指名し、補充する。補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(支部選挙管理委員会の業務)

第3条 支部選挙管理委員会は、以下の業務を行う。

- (1) 代議員、本会理事候補者、及び被選挙人及び選挙人名簿の資格審査に関する事項
- (2) 選出された次期代議員、次期本会理事候補者（次期支部長名を明記）、の名簿作成並びに中央選挙管理委員会への提出
- (3) その他、支部選出代議員選挙（以下、「代議員選挙」という。）の実施に関する事項

(選挙人及び被選挙人の資格及び確認)

第4条 代議員選挙の選挙人は、改選年の4月1日現在、本支部に所属する正会員であって、前年度分の会費を納入した者とする。

- 2 代議員選挙の被選挙人は改選年の4月1日現在、本支部に所属する満68歳未満の正会員であって、前年度分の会費を納入したものとする。
- 3 代議員選挙の被選挙人は、前項のほか、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

- (1)原則正会員歴が6年以上であること
 - (2)本会認定口腔インプラント基礎系指導医（者）の資格を有すること
 - (3)選挙年の支部代議員会の推薦を得ていること。
- 4 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会委員長より送付された支部正会員名簿に基づき、支部選出代議員選挙の選挙人及び被選挙人の資格を確認する。
 - 5 支部選挙管理委員会は、選挙人及び被選挙人の資格に疑義のある場合、速やかに中央選挙管理委員会にその旨を連絡し、照会するものとする。

（代議員の選出方法）

第5条 代議員は、正会員の中から、以下のように選出する。

- (1)各県での代議員選挙においては、各県の正会員の互選により代議員を選出する。
 - (2)支部配分代議員数を各県所属の正会員数の比率で各県に配分する。
 - (3)端数は愛知県、静岡県、岐阜県、三重県の順に配分する。
- 2 次期代議員は、前代議員であって任期中に支部代議員会及び支部学術大会に過半数回出席している者、又は正会員では支部会務報告会に過半数回出席している者が望ましい。

（代議員の選出及び広告）

第6条 本支部は、定款第6条第3項及び代議員選挙規程第6条の定めにより、代議員を選出するため支部正会員による代議員選挙を行う。

- 2 本支部は、代議員選挙規程第7条により定められる数（以下「代議員定数」という。）の代議員を選出する。
- 3 支部選挙管理委員会は、中央選挙管理委員会の指示に基づき、支部正会員に対し、書面等により代議員選挙の公告を行う。

（代議員定数の配分）

第7条 支部正会員を次の二つの所属に区分する。

- ①大学歯学部・歯科大学又は大学医学部・医科大学
- ②一般歯科診療施設・総合病院又はその他の施設。

ただし、②において各県に1名以上配分する。

- (1)それぞれの県の正会員数を基準にして本会代議員数を按分するが、1県の最少候補者数は2名とする。①の会員数が支部会員数の2分の1未満の場合は、各県の①の本部代議員数は2分の1未満を原則とするが、支部全体の総数として2分の1を超えてはならない。①の会員数が支部会員数の

2分の1以上の場合、①と②を比例配分する。

(2) 理事数の配分については、①の会員数が支部会員数の2分の1未満の場合は、①②からそれぞれ1名ずつとする。

2 ②の一般臨床医・その他の区分の次期代議員は、以下の(1)から(3)のいずれかの条件を満たさなければならない。

(1) 口腔インプラント専門医、指導医、基礎系指導医(者)のいずれかであること。

(2) 所属する県の正会員25名以上の文書による推薦があること。

(3) 選挙年の支部代議員会の推薦を得ていること。

3 指定研修施設の次期代議員の最小配分数は以下のように定め、選挙にかかわらず配分するが、第1項の配分数には含まれるものとする。

(1) 大学歯学部の研修施設においては2名とする。

(2) その他の大学系、臨床系指定研修施設は1名とする。

(3) 指定研修施設に配分後、各県における定数との差分を得票数が多い者から①②でそれぞれ順次埋めていく。

(異議の申し立て)

第8条 正会員から第4,5,6,7条にかかわる異議が出た場合には、事例毎に支部選挙管理委員会で検討し、支部代議員会で審議し、支部会務報告会において報告するものとする。

(支部選挙規程の改正)

第9条 この規程を改正する場合は、本会理事会の議を経て支部代議員会の承認を得なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、支部選出代議員選挙の実施に必要な事項は、支部代議員会の議を経て別に定めることができる。

(附則)

1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会の登記の日(平成22年11月11日)から施行する。

2 この規程は、平成24年3月31日に改正し、同日から施行する。

3 この規程は、平成27年7月19日に改正し、同日から施行する。

4 この規程は、平成29年3月12日に改正し、同日から施行する。

5 この規程は、令和3年2月14日に一部改正し、同日から施行する。